○○自主防災会規約

**作成例**

（名称）

第１条　本会は○○自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、○○○に置く。

（目的）

第３条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及に関すること。

（２）地震等に対する災害予防に関すること。

（３）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救助・救護、避難誘導、生活対策、衛生対策、要援護者対策、安全点検、清掃、補修、災害ボランティア等応急対策に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第５条　本会は、○○地区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

　　　会長　１名

　　　副会長　３名

　　　幹事　１０名（消火班長、救出・救助班長、情報班長、避難誘導班長、生活班長、衛生救護班長、災害時要援護者班長、安全点検班長、清掃班長、補修班長）＋若干名（自主防災委員）

　　　会計　１名

　　　監査役　１名

２　役員は、会員の互選による

３　役員の任期は、３年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、火災・地震・台風等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　幹事は、副会長とともに会長を補佐し、各班の活動を総括する（自主防災委員は会の活動を総括する）。

（組織）

第８条　本会の組織は以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班 | 平常時の役割 | 警戒宣言発令時及び  災害発生時の役割 |
| 消火班 | 消火器の使い方、消火訓練、火災予防 | 出火防止対策、初期消火の活動、火災の警戒 |
| 救出・救助班 | 救出用資機材の調達と整備、救助技術の習得、救出・救助訓練の実施 | 救出・救助活動、防災関係機関への協力 |
| 情報班 | 地震の基礎知識普及、巡回広報、情報収集伝達訓練の実施 | 情報の収集伝達、デマ防止、防災関係機関へ被害などの報告 |
| 避難誘導班 | 集合所、避難路（所）の安全点検、避難訓練の実施 | 避難の呼び掛け、避難人員の点検、安全な避難誘導 |
| 生活班 | 非常持出品の準備の啓発、炊き出し用具の確保と訓練、避難生活計画の作成 | 炊き出し、物資配分の協力、避難所生活の調整、生活相談や心のケア |
| 衛生救護班 | 応急手当や衛生知識の普及、仮設トイレの対策検討 | 応急救護の実施、中等・重傷者の搬送、防疫の協力、し尿対策などの報告 |
| 災害時要援護者班 | 災害時要援護者の把握、対応の検討 | 災害時要援護者の避難の呼びかけ、人員点呼、安全な避難誘導 |
| 安全点検班 | 地域の巡回点検、危険物の調査 | 被災後の巡回、危険箇所の広報 |
| 清掃班 | ごみ処理対策、がれき等廃棄物処理の検討 | ごみの処理、避難経路の障害物の除去 |
| 補修班 | 家屋等の補修に必要な資機材と人員の確保 | 屋根の応急修理等 |
| 自主防災委員 | 住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる | 副会長とともに会長を補佐し、会の活動を統括 |

（会議）

第９条　本会に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第10条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）防災計画の作成及び改正に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）予算及び決算に関すること。

（５）その他、会長が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第11条　幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

（１）総会に提出すべきこと。

（２）総会に委任されたこと。

（３）その他、会長が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第12条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

（１）火災、地震、台風等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）火災、地震、台風等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救助・救護、避難誘導、生活対策、衛生対策、要援護者対策、安全点検、清掃、補修等応急対策に関すること。

（５）その他必要な事項。

（会費）

第13条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第14条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第15条　会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月末日に終わる。

（会計監査）

第16条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

　附則

　１．この規約は、平成○年○月○日から施行する。